

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

行政職給料表

職務の級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師、保健師、栄養士、管理栄養士又は保育士等の職務	15	10.7	主事	10	24	17.1	係員
				技師	2			
				保健師	3			
				計	15			
2級	高度な知識又は経験が必要とする主事、技師、保健師、栄養士、管理栄養士又は保育士等の職務	9	6.4	主事	5			
				栄養士	1			
				保育士	3			
				計	9			
3級	(1)主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務 (2)主任主査の職務	39	27.9	主査	22	39	28.0	係長級
				主任主査	16			
				専門員	1			
				計	39			
4級	(1)総括主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務 (2)困難な業務を処理する主任主査の職務	34	24.3	総括主査	32	34	24.3	課長 補佐級
				専門員	2			
				計	34			
5級	(1)課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務 (2)困難な業務を処理する総括主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	21	15.0	副参事	15	43	30.6	課長級
				所長	1			
				室長	1			
				参事	2			
				専門員	2			
				計	21			
6級	高度の知識若しくは経験が必要とする課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等のものとして長が規則で定める職の職務	21	15.0	課長	11			
				局長	2			
				所長	3			
				園長	1			
				室長	1			
				参事	3			
				計	21			
7級	相当高度の知識若しくは経験が必要とする課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものと長が規則で定める職の職務	1	0.7	課長	1			
				計	1			
	合計	140	100					

労務職給料表

職務の級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1)自動車運転手の職務 (2)用務員等の職務	0	0	-	0	4	80	係員
2級	(1)相当の技能又は経験が必要とする業務を行う自動車運転手の職務 (2)相当の技能又は経験が必要とする業務を行う用務員等の職務	4	80	用務員	4			
				計	4			
3級	(1)高度の技能又は経験が必要とする業務を行う自動車運転手の職務 (2)高度の技能又は経験が必要とする業務を行う用務員等の職務 (3)主任の職務 (4)特に高度の技能又は経験が必要とする業務を行う自動車運転手及び用務員等の職務	1	20	用務員	1	1	20	主任級
				計	1			
	合計	5	100					

※職員数には、再任用職員(短時間勤務の者を除く)を含んでいます。